

平成 28 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	第 1 号議案
議 案 名	安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>事務分掌の見直しに伴うもの</p> <p>市民生活部の分掌する事務に、次の事務を加える。 安城市中心市街地拠点施設によるまちなかの交流・賑わい創出に関すること。</p> <p>(施行日) 平成 28 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 2 号議案
議 案 名	安城市情報公開条例及び安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政不服審査法の改正に伴うもの</p> <p>1 安城市情報公開条例の一部改正 (1) 審理員制度による審理手続を適用除外とするもの (2) 用語の整理 「不服申立て」→「審査請求」 (3) 開示請求に係る実施機関の不作為に係る審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会への諮問の対象とするもの</p> <p>2 安城市個人情報保護条例の一部改正 (1) 審理員制度による審理手続を適用除外とするもの (2) 用語の整理 「不服申立て」→「審査請求」 (3) 開示請求等に係る実施機関の不作為に係る審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会への諮問の対象とするもの</p> <p>3 安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 (附則による改正) 用語の整理 「不服申立て」→「審査請求」</p> <p>(施行日) 平成 28 年 4 月 1 日 (経過措置) 施行日前にされた開示請求等に係る決定又は施行日前にされた開示請求等に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。</p>

内 容	
議 案 番 号	第 3 号議案
議 案 名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>職員定数の変更</p> <p>※ 現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日)</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 4 号議案
議 案 名	安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例、安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安城市職員の育児休業等に関する条例の規定中引用している地方公務員法の条項名の変更</p> <p>「第 2 4 条第 6 項」→「第 2 4 条第 5 項」</p> <p>(施行日)</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 5 号議案
議 案 名	安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴うもの</p> <p>1 市長が公表する事項に次に掲げる事項を加えるもの</p> <p>(1) 職員の人事評価の状況</p> <p>(2) 職員の退職管理の状況</p> <p>2 用語の整理</p> <p>「不服申立て」→「審査請求」</p> <p>(施行日)</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>

内 容													
議案番号	第6号議案												
議案名	安城市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘要	<p>農業委員会等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>引用している農業委員会等に関する法律の条項名の変更 第1条第6号中「第29条第1項」→「第35条第1項」</p> <p>(施行日) 平成28年4月1日</p>												
議案番号	第7号議案												
議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定するもの</p> <p>議員の期末手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1.475月分 (支給済)</td> <td>1.675月分 (現行1.625月分)</td> <td>3.15月分 (現行3.1月分)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度以降</td> <td>1.5月分</td> <td>1.65月分</td> <td>3.15月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成27年度分 公布の日(平成27年4月1日から適用) 平成28年度分以降 平成28年4月1日</p>	年度	6月期	12月期	年間支給月数	平成27年度	1.475月分 (支給済)	1.675月分 (現行1.625月分)	3.15月分 (現行3.1月分)	平成28年度以降	1.5月分	1.65月分	3.15月分
年度	6月期	12月期	年間支給月数										
平成27年度	1.475月分 (支給済)	1.675月分 (現行1.625月分)	3.15月分 (現行3.1月分)										
平成28年度以降	1.5月分	1.65月分	3.15月分										

内 容													
議 案 番 号	第 8 号議案												
議 案 名	安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のものの期末手当を改定するもの</p> <p>特別職の職員で常勤のものの期末手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1.475 月分 (支給済)</td> <td>1.675 月分 (現行 1.625 月分)</td> <td>3.15 月分 (現行 3.1 月分)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度以降</td> <td>1.5 月分</td> <td>1.65 月分</td> <td>3.15 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成 27 年度分 公布の日 (平成 27 年 4 月 1 日から適用) 平成 28 年度分以降 平成 28 年 4 月 1 日</p>	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 27 年度	1.475 月分 (支給済)	1.675 月分 (現行 1.625 月分)	3.15 月分 (現行 3.1 月分)	平成 28 年度以降	1.5 月分	1.65 月分	3.15 月分
	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数									
平成 27 年度	1.475 月分 (支給済)	1.675 月分 (現行 1.625 月分)	3.15 月分 (現行 3.1 月分)										
平成 28 年度以降	1.5 月分	1.65 月分	3.15 月分										
議 案 番 号	第 9 号議案												
議 案 名	安城市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、教育長の期末手当を改定するもの</p> <p>教育長の期末手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1.475 月分 (支給済)</td> <td>1.675 月分 (現行 1.625 月分)</td> <td>3.15 月分 (現行 3.1 月分)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度以降</td> <td>1.5 月分</td> <td>1.65 月分</td> <td>3.15 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成 27 年度分 公布の日 (平成 27 年 4 月 1 日から適用) 平成 28 年度分以降 平成 28 年 4 月 1 日</p>	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 27 年度	1.475 月分 (支給済)	1.675 月分 (現行 1.625 月分)	3.15 月分 (現行 3.1 月分)	平成 28 年度以降	1.5 月分	1.65 月分	3.15 月分
	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数									
平成 27 年度	1.475 月分 (支給済)	1.675 月分 (現行 1.625 月分)	3.15 月分 (現行 3.1 月分)										
平成 28 年度以降	1.5 月分	1.65 月分	3.15 月分										

内 容																																																																																			
議案番号	第10号議案																																																																																		
議案名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																																																		
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定し、及び地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表を条例で定める等するもの</p> <p>1 民間給与との較差等に基づく改定</p> <p>(1) 給料表の改定 給料表の水準を平均0.4パーセント引き上げる。</p> <p>(2) 勤勉手当の改定</p> <p>ア 再任用職員以外の職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 27年度</td> <td>期末</td> <td>1.225月分(支給済)</td> <td>1.375月分(改定なし)</td> <td>2.6月分(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.75月分(支給済)</td> <td>0.85月分(現行0.75月分)</td> <td>1.6月分(現行1.5月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.975月分(支給済)</td> <td>2.225月分(現行2.125月分)</td> <td>4.2月分(現行4.1月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 28年度 以降</td> <td>期末</td> <td>1.225月分</td> <td>1.375月分</td> <td>2.6月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.80月分</td> <td>0.80月分</td> <td>1.6月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.025月分</td> <td>2.175月分</td> <td>4.2月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 再任用職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 27年度</td> <td>期末</td> <td>0.65月分(支給済)</td> <td>0.80月分(改定なし)</td> <td>1.45月分(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.35月分(支給済)</td> <td>0.40月分(現行0.35月分)</td> <td>0.75月分(現行0.7月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.0月分(支給済)</td> <td>1.2月分(現行1.15月分)</td> <td>2.2月分(現行2.15月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 28年度 以降</td> <td>期末</td> <td>0.65月分</td> <td>0.80月分</td> <td>1.45月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.375月分</td> <td>0.375月分</td> <td>0.75月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.025月分</td> <td>1.175月分</td> <td>2.2月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>(1) 引用している地方公務員法の条項名の変更 第1条中「第24条第6項」→「第24条第5項」</p> <p>(2) 等級別基準職務表を規定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>定型的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 主査の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>係長及び専門主査の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1 困難な業務を行う課長補佐の職務 2 課長及び主幹の職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>困難な業務を行う課長及び主幹の職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>部長、局長、監、次長及び会計管理者の職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>困難な業務を行う部長、局長及び監の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 近隣市との較差等に基づき地域手当を引き上げるもの</p> <p>地域手当の改定 100分の10 → 100分の12</p>	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数	平成 27年度	期末	1.225月分(支給済)	1.375月分(改定なし)	2.6月分(改定なし)	勤勉	0.75月分(支給済)	0.85月分(現行0.75月分)	1.6月分(現行1.5月分)	計	1.975月分(支給済)	2.225月分(現行2.125月分)	4.2月分(現行4.1月分)	平成 28年度 以降	期末	1.225月分	1.375月分	2.6月分	勤勉	0.80月分	0.80月分	1.6月分	計	2.025月分	2.175月分	4.2月分	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数	平成 27年度	期末	0.65月分(支給済)	0.80月分(改定なし)	1.45月分(改定なし)	勤勉	0.35月分(支給済)	0.40月分(現行0.35月分)	0.75月分(現行0.7月分)	計	1.0月分(支給済)	1.2月分(現行1.15月分)	2.2月分(現行2.15月分)	平成 28年度 以降	期末	0.65月分	0.80月分	1.45月分	勤勉	0.375月分	0.375月分	0.75月分	計	1.025月分	1.175月分	2.2月分	等級	基準となる職務	1級	定型的な業務を行う職務	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 主査の職務	4級	係長及び専門主査の職務	5級	課長補佐の職務	6級	1 困難な業務を行う課長補佐の職務 2 課長及び主幹の職務	7級	困難な業務を行う課長及び主幹の職務	8級	部長、局長、監、次長及び会計管理者の職務	9級	困難な業務を行う部長、局長及び監の職務
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数																																																																														
	平成 27年度	期末	1.225月分(支給済)	1.375月分(改定なし)	2.6月分(改定なし)																																																																														
		勤勉	0.75月分(支給済)	0.85月分(現行0.75月分)	1.6月分(現行1.5月分)																																																																														
		計	1.975月分(支給済)	2.225月分(現行2.125月分)	4.2月分(現行4.1月分)																																																																														
	平成 28年度 以降	期末	1.225月分	1.375月分	2.6月分																																																																														
		勤勉	0.80月分	0.80月分	1.6月分																																																																														
		計	2.025月分	2.175月分	4.2月分																																																																														
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数																																																																														
	平成 27年度	期末	0.65月分(支給済)	0.80月分(改定なし)	1.45月分(改定なし)																																																																														
勤勉		0.35月分(支給済)	0.40月分(現行0.35月分)	0.75月分(現行0.7月分)																																																																															
計		1.0月分(支給済)	1.2月分(現行1.15月分)	2.2月分(現行2.15月分)																																																																															
平成 28年度 以降	期末	0.65月分	0.80月分	1.45月分																																																																															
	勤勉	0.375月分	0.375月分	0.75月分																																																																															
	計	1.025月分	1.175月分	2.2月分																																																																															
等級	基準となる職務																																																																																		
1級	定型的な業務を行う職務																																																																																		
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務																																																																																		
3級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 主査の職務																																																																																		
4級	係長及び専門主査の職務																																																																																		
5級	課長補佐の職務																																																																																		
6級	1 困難な業務を行う課長補佐の職務 2 課長及び主幹の職務																																																																																		
7級	困難な業務を行う課長及び主幹の職務																																																																																		
8級	部長、局長、監、次長及び会計管理者の職務																																																																																		
9級	困難な業務を行う部長、局長及び監の職務																																																																																		

4 特殊勤務手当の規定の見直し

(1) 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び支給額を規定

種類	支給を受ける者の範囲	支給額	
		区分	金額
徴収手当	庁外で行う租税等の滞納金の徴収及び滞納処分の業務に従事した職員	日額	300円
福祉現業手当	行旅病人の処置の業務に従事した職員	1回	300円
	生活保護の庁外現業業務に従事した職員	日額	300円
死体処理手当	死体処理業務に従事した職員	1回	2,000円
防疫等作業手当	感染症にかかるおそれのある業務に従事した職員	1回	300円
清掃作業手当	し尿又はじんかいの収集処理業務に従事した職員	日額	500円
環境保全手当	公害対策に係る立入調査業務に従事した職員	日額	300円
用地交渉等手当	庁外で行う公共用地取得等に係る交渉業務に従事した職員	日額	300円
道路上作業手当	道路上において道路及び管路の維持修繕作業に従事した職員	日額	300円
災害応急業務等手当	大雨、洪水、強風等の警報発令時その他の気象条件が著しく危険な状況において庁外で行う業務に従事した職員	日額	300円
被災地業務手当	大規模な災害等が発生した地域（本市の区域外に限る。）において、宿泊施設に滞在することなく、災害の調査、応急対策、復旧又は復興、被災者の生活支援その他の業務に従事した職員（法律の規定による派遣によりこれらの業務に従事したときを除く。）	日額	4,000円

(2) 特殊勤務手当のうち清掃作業手当の段階的な廃止

- ア 平成29年度及び平成30年度 日額300円
- イ 平成31年度以降 廃止

(施行日)

- 1 (1) 及び (2) のうち平成27年度分 公布の日（平成27年4月1日から適用）
- 1 (2) のうち平成28年度分以降、2、3及び4 (1) 平成28年4月1日
- 4 (2) ア 平成29年4月1日
- 4 (2) イ 平成31年4月1日

内 容														
議 案 番 号	第 1 1 号議案													
議 案 名	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について													
摘 要	<p>行政不服審査法の改正に伴うもの</p> <p>引用している行政不服審査法の条項名の変更 第 1 3 条第 4 項中「第 1 4 条第 1 項又は第 4 5 条」→「第 1 8 条第 1 項本文」</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>													
議 案 番 号	第 1 2 号議案													
議 案 名	安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について													
摘 要	<p>地方公務員災害補償法施行令の改正に伴うもの</p> <p>安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による年金たる補償のうち傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付との調整に係る規定を改めるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補償の種類</th> <th rowspan="2">併給される年金たる給付の種類</th> <th colspan="2">調整率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td rowspan="2">障害厚生年金等</td> <td>0.86</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>休業補償</td> <td>0.86</td> <td>0.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>	補償の種類	併給される年金たる給付の種類	調整率		改正前	改正後	傷病補償年金	障害厚生年金等	0.86	0.88	休業補償	0.86	0.88
	補償の種類			併給される年金たる給付の種類	調整率									
改正前		改正後												
傷病補償年金	障害厚生年金等	0.86	0.88											
休業補償		0.86	0.88											

内 容	
議 案 番 号	第 1 3 号議案
議 案 名	安城市税条例及び安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税分野における個人番号の利用手続の見直しに伴うもの</p> <p>1 安城市税条例 市民税及び特別土地保有税の減免に係る申請書において、個人番号の記載を不要とする。</p> <p>2 安城市国民健康保険税条例 国民健康保険税の減免に係る申請書において、個人番号の記載を不要とする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 1 4 号議案
議 案 名	安城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政不服審査法等の改正に伴うもの</p> <p>固定資産評価審査委員会の審理手続に係る規定を整備する。</p> <p>(1) 審査の申出 ア 審査申出書の記載事項として審査の申出に係る処分の内容を加える。 イ 審査申出人の代表者等がその資格を喪失したときは、委員会へ届け出るものとする。</p> <p>(2) 書面審理 ア 電子情報処理組織を使用して弁明することができることとする。 イ 委員会は、弁明書の提出があった場合は、審査申出人に対して弁明書の送付を省略することができないこととする。 ウ 委員会は、反論書の提出があった場合は、市長に対して反論書を送付することとする。</p> <p>(3) 決定書の作成 決定書の記載事項として次の事項を定める。 (ア) 主文 (イ) 事案の概要 (ウ) 審査申出人及び市長の主張の要旨 (エ) 理由</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>

内		容																																																																																															
議案番号	第15号議案																																																																																																
議案名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																																																																																																
摘要	長期優良住宅認定制度の見直し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴うもの																																																																																																
	1 引用している建築基準法の条項名の変更 別表第2中「第18条第14項」→「第18条第16項」 別表第3中「第18条第14項」→「第18条第16項」 別表第4中「第18条第17項」→「第18条第19項」																																																																																																
	2 長期優良住宅認定制度の見直しに伴うもの 長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定申請手数料について、住宅の増築又は改築に係るものの認定の区分の新設																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額（申請1件につき）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">認定申請</th> <th colspan="2">変更認定申請</th> </tr> <tr> <th>審査を経ている場合</th> <th>審査を経ている場合</th> <th>審査を経ている場合</th> <th>審査を経ている場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸建て住宅</td> <td>19,100円</td> <td>75,300円</td> <td>5,200円</td> <td>33,400円</td> </tr> <tr> <td>1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（1）5以下のもの</td> <td>27,700円を申請戸数で除して得た額</td> <td>163,100円を申請戸数で除して得た額</td> <td>10,500円を申請戸数で除して得た額</td> <td>78,200円を申請戸数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>（2）6以上のもの</td> <td>41,200円を申請戸数で除して得た額</td> <td>254,900円を申請戸数で除して得た額</td> <td>18,600円を申請戸数で除して得た額</td> <td>125,500円を申請戸数で除して得た額</td> </tr> </tbody> </table>					区分	金額（申請1件につき）				認定申請		変更認定申請		審査を経ている場合	審査を経ている場合	審査を経ている場合	審査を経ている場合	1戸建て住宅	19,100円	75,300円	5,200円	33,400円	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が					（1）5以下のもの	27,700円を申請戸数で除して得た額	163,100円を申請戸数で除して得た額	10,500円を申請戸数で除して得た額	78,200円を申請戸数で除して得た額	（2）6以上のもの	41,200円を申請戸数で除して得た額	254,900円を申請戸数で除して得た額	18,600円を申請戸数で除して得た額	125,500円を申請戸数で除して得た額																																																											
	区分	金額（申請1件につき）																																																																																															
		認定申請		変更認定申請																																																																																													
		審査を経ている場合	審査を経ている場合	審査を経ている場合	審査を経ている場合																																																																																												
	1戸建て住宅	19,100円	75,300円	5,200円	33,400円																																																																																												
	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が																																																																																																
	（1）5以下のもの	27,700円を申請戸数で除して得た額	163,100円を申請戸数で除して得た額	10,500円を申請戸数で除して得た額	78,200円を申請戸数で除して得た額																																																																																												
（2）6以上のもの	41,200円を申請戸数で除して得た額	254,900円を申請戸数で除して得た額	18,600円を申請戸数で除して得た額	125,500円を申請戸数で除して得た額																																																																																													
※ 審査とは、登録住宅性能評価機関の審査をいう。																																																																																																	
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴うもの																																																																																																	
(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定申請手数料の新設																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額（申請1件につき）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">認定申請</th> <th colspan="2">変更認定申請</th> </tr> <tr> <th>審査を経ている場合</th> <th>審査を経ている場合</th> <th>審査を経ている場合</th> <th>審査を経ている場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸建て住宅</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数（以下「申請戸数」という。）が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（1）1のもの</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>（2）2以上5以下のもの</td> <td>10,300円</td> <td>74,900円</td> <td>6,200円</td> <td>38,500円</td> </tr> <tr> <td>（3）6以上のもの</td> <td>17,500円</td> <td>105,400円</td> <td>10,500円</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td>1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（1）1のもの</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>（2）2以上5以下のもの</td> <td>10,300円</td> <td>74,900円</td> <td>6,200円</td> <td>38,500円</td> </tr> <tr> <td>（3）6以上のもの</td> <td>17,500円</td> <td>105,400円</td> <td>10,500円</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の建築物で、延べ面積が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（1）300平方メートル以内のもの</td> <td>10,300円</td> <td>—</td> <td>6,200円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ア 省令で定める基準に係るもの</td> <td>—</td> <td>95,000円</td> <td>—</td> <td>48,600円</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外のもの</td> <td>—</td> <td>248,400円</td> <td>—</td> <td>125,200円</td> </tr> <tr> <td>（2）300平方メートルを超えるもの</td> <td>29,100円</td> <td>—</td> <td>17,500円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ア 省令で定める基準に係るもの</td> <td>—</td> <td>159,300円</td> <td>—</td> <td>82,600円</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外のもの</td> <td>—</td> <td>401,800円</td> <td>—</td> <td>203,800円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	金額（申請1件につき）				認定申請		変更認定申請		審査を経ている場合	審査を経ている場合	審査を経ている場合	審査を経ている場合	1戸建て住宅	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数（以下「申請戸数」という。）が					（1）1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	（2）2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円	（3）6以上のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が					（1）1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	（2）2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円	（3）6以上のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円	住宅以外の建築物で、延べ面積が					（1）300平方メートル以内のもの	10,300円	—	6,200円	—	ア 省令で定める基準に係るもの	—	95,000円	—	48,600円	イ ア以外のもの	—	248,400円	—	125,200円	（2）300平方メートルを超えるもの	29,100円	—	17,500円	—	ア 省令で定める基準に係るもの	—	159,300円	—	82,600円	イ ア以外のもの	—	401,800円	—	203,800円
区分	金額（申請1件につき）																																																																																																
	認定申請		変更認定申請																																																																																														
	審査を経ている場合	審査を経ている場合	審査を経ている場合	審査を経ている場合																																																																																													
1戸建て住宅	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																																													
住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数（以下「申請戸数」という。）が																																																																																																	
（1）1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																																													
（2）2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円																																																																																													
（3）6以上のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円																																																																																													
1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が																																																																																																	
（1）1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																																													
（2）2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円																																																																																													
（3）6以上のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円																																																																																													
住宅以外の建築物で、延べ面積が																																																																																																	
（1）300平方メートル以内のもの	10,300円	—	6,200円	—																																																																																													
ア 省令で定める基準に係るもの	—	95,000円	—	48,600円																																																																																													
イ ア以外のもの	—	248,400円	—	125,200円																																																																																													
（2）300平方メートルを超えるもの	29,100円	—	17,500円	—																																																																																													
ア 省令で定める基準に係るもの	—	159,300円	—	82,600円																																																																																													
イ ア以外のもの	—	401,800円	—	203,800円																																																																																													

※ 1棟全体について申請するときの共同住宅等の手数料の額は、次の表に定める区分に応じ、それぞれ定める額を加算する。

区分	加算する額			
	認定申請		変更認定申請	
	審査を経ている場合	審査を経ない場合	審査を経ている場合	審査を経ない場合
共用廊下等の部分がある場合				
(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	118,500円	6,200円	60,300円
(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,100円	195,500円	17,500円	100,700円
非住宅の部分がある場合				
(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	—	6,200円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	95,000円	—	48,600円
イ ア以外のもの	—	248,400円	—	125,200円
(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,100円	—	17,500円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	159,300円	—	82,600円
イ ア以外のもの	—	401,800円	—	203,800円

※ 審査とは、市長が定める審査機関の審査をいう。

省令で定める基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

(2) 建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の新設

区分	金額(申請1件につき)		
	認定申請		
	審査を経ている場合	審査を経ない場合	
仕様基準		性能基準	
1戸建て住宅	5,200円	19,100円	37,100円
1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が			
(1) 1のもの	5,200円	19,100円	37,100円
(2) 2以上5以下のもの	10,300円	35,900円	74,900円
(3) 6以上のもの	17,500円	51,900円	105,400円
住宅以外の建築物で、延べ面積が			
(1) 300平方メートル以内のもの	10,300円	—	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	—	95,000円
イ ア以外のもの	—	—	248,400円
(2) 300平方メートルを超えるもの	29,100円	—	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	—	159,300円
イ ア以外のもの	—	—	401,800円

※ 1棟全体について申請するときの共同住宅等の手数料の額は、次の表に定める区分に応じ、それぞれ定める額を加算する。

区分	加算する額	
	認定申請	
	審査を経ている場合	審査を経ない場合
共用廊下等の部分がある場合		
(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	118,500円
(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,100円	195,500円
非住宅の部分がある場合		
(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	95,000円
イ ア以外のもの	—	248,400円
(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,100円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	159,300円
イ ア以外のもの	—	401,800円

摘
要

※ 審査とは、市長が定める審査機関の審査をいう。
 省令で定める基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

4 行政不服審査法の改正に伴うもの

- (1) 安城市手数料条例の根拠規定に行政不服審査法を加える。
 (2) 審理員が行う提出書類等の写し等の交付に係る手数料の新設

摘
要

	種類	単位	金額
行政不服審査法 第38条第1項 に規定する提出 書類等の写し等 又は同法第78 条第1項に規定 する主張書面等 の写し等の交付 手数料	A3判以内のもので白黒のもの	1枚	10円
	A3判以内のものでカラーのもの	1枚	50円
	A3判を超えA2判以内のもので白黒のもの	1枚	20円
	A2判を超えA1判以内のもので白黒のもの	1枚	40円
	A1判を超えるもので白黒のもの	1枚	80円

- (3) (2) の手数料の減免については、審理員又は行政不服審査会が行う。
 (4) 他の法律において行政不服審査法第38条を準用する場合は、(2) 及び(3) の規定を適用する。

議案番号 第16号議案

議案名 安城市行政不服審査会条例の制定について

摘
要

行政不服審査法に基づく行政不服審査会の設置に伴うもの

1 安城市行政不服審査会

- (1) 組織
 委員5人以内(任期3年)
- (2) 会長
 委員の互選により選任する。
- (3) 会議
 会議は会長が招集し、議事は出席した委員の過半数で決する。
- (4) 罰則
 秘密保持義務違反をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則による改正)

安城市行政不服審査会の委員の報酬(日額15,000円)の新設

(施行日)

平成28年4月1日

内 容	
議 案 番 号	第 1 7 号議案
議 案 名	安城市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法に基づく自己啓発等休業の制度を設けるもの</p> <p>1 休業の事由</p> <p>(1) 大学等における修学 国内外の大学（大学に設置される専攻科及び大学院を含む。）の課程に在学してその課程を履修すること。</p> <p>(2) 国際貢献活動 独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動に参加すること。</p> <p>2 対象となる職員の要件 職員としての在職期間が2年以上であること。</p> <p>3 休業の期間</p> <p>(1) 大学等における修学のための休業 2年（特に必要な場合 3年）</p> <p>(2) 国際貢献活動のための休業 3年</p> <p>4 休業の申請及び承認 職員が休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績、大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができる。</p> <p>5 休業の効果 職員としての身分は保有するが職務に従事せず、給与は支給しない。また、退職手当の在職期間の計算上は、休業した全期間（大学等における修学又は国際貢献活動の内容が、公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合等は休業期間の2分の1）を除算する。</p> <p>（施行日） 平成28年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 8 号議案
議 案 名	安城市職員の退職管理に関する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴い、退職管理の適正を確保するもの</p> <p>退職管理の適正を確保するために次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 再就職者による働きかけの規制</p> <p>ア 規制の対象者 再就職者のうち、国家行政組織法第 2 1 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下「部長又は課長の職に相当する職」という。）に離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者</p> <p>イ 規制する働きかけ 部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役員員に対し、契約又は処分であって離職した日の 5 年前の日より前の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように又はしないように要求し、又は依頼すること。</p> <p>ウ 規制する期間 離職後 2 年間</p> <p>(2) 再就職情報の届出</p> <p>ア 届出の対象者 元職員のうち、管理又は監督の地位にある職員の職に就いていた者</p> <p>イ 届出の義務付け条件 営利企業以外の法人（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合</p> <p>ウ 届出の義務付け期間 離職後 2 年間</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 9 号議案
議 案 名	安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例及び安城市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市西部デイサービスセンターの廃止に伴うもの</p> <p>1 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 安城市西部福祉センターを構成する施設から安城市西部デイサービスセンターを削るもの</p> <p>2 安城市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正 デイサービスの名称及び位置を規定する表から安城市西部デイサービスセンターの項を削るもの</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 1 0 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 2 0 号議案
議 案 名	安城市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例及び安城市農業委員会の部会委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定について
摘 要	<p>農業委員会等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>次に掲げる条例を廃止する。</p> <p>(1) 安城市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例</p> <p>(2) 安城市農業委員会の部会委員の定数等に関する条例</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 4 月 1 日</p> <p>(経過措置)</p> <p>現に在任する選挙による委員の定数及び現に在任する部会委員の定数は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間は、なお従前の例による。</p>
議 案 番 号	第 2 1 号議案
議 案 名	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
摘 要	<p>学校教育法の改正に伴うもの</p> <p>次の条例の一部を改正する。</p> <p>(1) 安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 放課後児童支援員の対象者に関する規定に、義務教育学校を追加する。</p> <p>(2) 安城市遺児手当支給条例 遺児の定義に関する規定の中学校に義務教育学校の後期課程を含むものとする。</p> <p>(3) 安城市母子・父子家庭医療費助成条例 受給資格者に関する規定の中学校に義務教育学校の後期課程を含むものとする。</p> <p>(4) 安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例 入園料の減免に関する規定に、義務教育学校を追加する。</p> <p>(5) 安城市公民館の設置及び管理に関する条例 中央公民館のプラネタリウム観覧料の免除に関する規定に、義務教育学校を追加する。</p> <p>(6) 安城市野外センターの設置及び管理に関する条例 使用料の免除に関する規定に、義務教育学校を追加する。</p> <p>(7) 安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 観覧料の減免に関する規定に、義務教育学校を追加する。</p> <p>(8) 丈山苑の設置及び管理に関する条例 入苑料の減免に関する規定に、義務教育学校を追加する。</p> <p>(9) 安城市都市公園条例 観覧車等の利用料金の免除に関する規定に、義務教育学校を追加する。</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>

内		容																											
議案番号	第22号議案																												
議案名	安城市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について																												
摘要	支所及び出張所の名称及び所管区域の整備並びに出張所の新設に伴うもの																												
	<p>1 名称及び所管区域の整備</p> <p>(1) 名称 安城市役所北部出張所 → 安城市役所北部支所</p> <p>(2) 所管区域</p> <p>ア 明祥支所 和泉町、東端町、根崎町及び城ヶ入町の区域 → 市内全域</p> <p>イ 桜井支所 桜井町、姫小川町、小川町、堀内町、藤井町、木戸町、野寺町、寺領町、村高町、川島町及び東町の区域 → 市内全域</p> <p>ウ 北部支所 安城市役所明祥支所及び安城市役所桜井支所の所管区域以外の区域 → 市内全域</p> <p>2 出張所の新設</p> <p>(1) 名称 安城市役所窓口センター</p> <p>(2) 位置 安城市御幸本町12番1号</p> <p>(3) 所管区域 市内全域</p> <p>(施行日)</p> <p>1 平成29年4月1日</p> <p>2 平成29年6月1日</p>																												
議案番号	第23号議案																												
議案名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について																												
摘要	行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの																												
	<p>1 引用している行政不服審査法の用語の変更</p> <p>第26条(見出しを含む。)中「異議申立て」→「審査請求」</p> <p>2 安城市消防団員等公務災害補償条例による年金たる補償のうち傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付との調整に係る規定を改めるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">補償の種類</th> <th rowspan="2">併給される年金たる給付の種類</th> <th colspan="2">調整率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">傷病補償年金(特殊公務災害の場合を除く。)</td> <td rowspan="4">障害厚生年金等</td> <td>0.86</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病補償年金(特殊公務災害の場合に限る。)</td> <td>第1級の傷病等級</td> <td>0.90</td> <td>0.91</td> </tr> <tr> <td>第2級の傷病等級</td> <td>0.90</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>第1級、第2級以外の傷病等級</td> <td>0.91</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休業補償</td> <td></td> <td>0.86</td> <td>0.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日)</p> <p>平成28年4月1日</p>			補償の種類		併給される年金たる給付の種類	調整率		改正前	改正後	傷病補償年金(特殊公務災害の場合を除く。)		障害厚生年金等	0.86	0.88	傷病補償年金(特殊公務災害の場合に限る。)	第1級の傷病等級	0.90	0.91	第2級の傷病等級	0.90	0.92	第1級、第2級以外の傷病等級	0.91	0.92	休業補償			0.86
補償の種類		併給される年金たる給付の種類	調整率																										
			改正前	改正後																									
傷病補償年金(特殊公務災害の場合を除く。)		障害厚生年金等	0.86	0.88																									
傷病補償年金(特殊公務災害の場合に限る。)	第1級の傷病等級		0.90	0.91																									
	第2級の傷病等級		0.90	0.92																									
	第1級、第2級以外の傷病等級		0.91	0.92																									
休業補償			0.86	0.88																									

内 容																																
議 案 番 号	第 2 4 号議案																															
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																															
摘 要	<p>県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定するもの</p> <p>民間給与との較差等に基づく改定</p> <p>(1) 給料表の改定 給料表の水準を平均0.4パーセント引き上げる。</p> <p>(2) 勤勉手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 27年度</td> <td>期末</td> <td>1.225月分(支給済)</td> <td>1.375月分(改定なし)</td> <td>2.6月分(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.75月分(支給済)</td> <td>0.85月分(現行0.75月分)</td> <td>1.6月分(現行1.5月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.975月分(支給済)</td> <td>2.225月分(現行2.125月分)</td> <td>4.2月分(現行4.1月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 28年度 以降</td> <td>期末</td> <td>1.225月分</td> <td>1.375月分</td> <td>2.6月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.80月分</td> <td>0.80月分</td> <td>1.6月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.025月分</td> <td>2.175月分</td> <td>4.2月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日)</p> <p>(1) 公布の日(平成27年4月1日から適用)</p> <p>(2) のうち平成27年度分 公布の日(平成27年12月1日から適用)</p> <p>(2) のうち平成28年度分以降 平成28年4月1日</p>	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数	平成 27年度	期末	1.225月分(支給済)	1.375月分(改定なし)	2.6月分(改定なし)	勤勉	0.75月分(支給済)	0.85月分(現行0.75月分)	1.6月分(現行1.5月分)	計	1.975月分(支給済)	2.225月分(現行2.125月分)	4.2月分(現行4.1月分)	平成 28年度 以降	期末	1.225月分	1.375月分	2.6月分	勤勉	0.80月分	0.80月分	1.6月分	計	2.025月分	2.175月分	4.2月分
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数																											
	平成 27年度	期末	1.225月分(支給済)	1.375月分(改定なし)	2.6月分(改定なし)																											
		勤勉	0.75月分(支給済)	0.85月分(現行0.75月分)	1.6月分(現行1.5月分)																											
		計	1.975月分(支給済)	2.225月分(現行2.125月分)	4.2月分(現行4.1月分)																											
	平成 28年度 以降	期末	1.225月分	1.375月分	2.6月分																											
		勤勉	0.80月分	0.80月分	1.6月分																											
		計	2.025月分	2.175月分	4.2月分																											

内 容																																																											
議 案 番 号	第 2 5 号 議 案																																																										
議 案 名	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																										
摘 要	安城市中央図書館の機能の移転及び有料施設の設置に伴うもの																																																										
	1 安城市中央図書館の機能の移転 名称及び位置を変更するもの ア 名称 安城市中央図書館 → 安城市図書情報館 イ 位置 安城市城南町2丁目10番地3 → 安城市御幸本町12番1号																																																										
	2 使用料の設定 (1) 平日																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後4時</th> <th>午後5時～ 午後8時</th> <th>午前9時～ 午後8時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グループ学習室1</td> <td>350円</td> <td>360円</td> <td>500円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室2</td> <td>350円</td> <td>360円</td> <td>500円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室3</td> <td>350円</td> <td>360円</td> <td>500円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室4</td> <td>350円</td> <td>360円</td> <td>500円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室5</td> <td>350円</td> <td>360円</td> <td>500円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室6</td> <td>350円</td> <td>360円</td> <td>500円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ディスカッションルーム1</td> <td>490円</td> <td>510円</td> <td>700円</td> <td>1,680円</td> </tr> <tr> <td>ディスカッションルーム2</td> <td>490円</td> <td>510円</td> <td>700円</td> <td>1,680円</td> </tr> <tr> <td>編集・録音スタジオ</td> <td>1,230円</td> <td>1,280円</td> <td>1,760円</td> <td>4,230円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時	午後5時～ 午後8時	午前9時～ 午後8時	グループ学習室1	350円	360円	500円	1,200円	グループ学習室2	350円	360円	500円	1,200円	グループ学習室3	350円	360円	500円	1,200円	グループ学習室4	350円	360円	500円	1,200円	グループ学習室5	350円	360円	500円	1,200円	グループ学習室6	350円	360円	500円	1,200円	ディスカッションルーム1	490円	510円	700円	1,680円	ディスカッションルーム2	490円	510円	700円	1,680円	編集・録音スタジオ	1,230円	1,280円	1,760円	4,230円
	区分		金額																																																								
			午前	午後	夜間	全日																																																					
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時	午後5時～ 午後8時	午前9時～ 午後8時																																																						
	グループ学習室1	350円	360円	500円	1,200円																																																						
	グループ学習室2	350円	360円	500円	1,200円																																																						
	グループ学習室3	350円	360円	500円	1,200円																																																						
グループ学習室4	350円	360円	500円	1,200円																																																							
グループ学習室5	350円	360円	500円	1,200円																																																							
グループ学習室6	350円	360円	500円	1,200円																																																							
ディスカッションルーム1	490円	510円	700円	1,680円																																																							
ディスカッションルーム2	490円	510円	700円	1,680円																																																							
編集・録音スタジオ	1,230円	1,280円	1,760円	4,230円																																																							
(2) 土曜日、日曜日及び祝日																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後3時</th> <th>午後4時～ 午後6時</th> <th>午前9時～ 午後6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グループ学習室1</td> <td>350円</td> <td>240円</td> <td>330円</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室2</td> <td>350円</td> <td>240円</td> <td>330円</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室3</td> <td>350円</td> <td>240円</td> <td>330円</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室4</td> <td>350円</td> <td>240円</td> <td>330円</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室5</td> <td>350円</td> <td>240円</td> <td>330円</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>グループ学習室6</td> <td>350円</td> <td>240円</td> <td>330円</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>ディスカッションルーム1</td> <td>490円</td> <td>340円</td> <td>470円</td> <td>1,290円</td> </tr> <tr> <td>ディスカッションルーム2</td> <td>490円</td> <td>340円</td> <td>470円</td> <td>1,290円</td> </tr> <tr> <td>編集・録音スタジオ</td> <td>1,230円</td> <td>850円</td> <td>1,170円</td> <td>3,220円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後4時～ 午後6時	午前9時～ 午後6時	グループ学習室1	350円	240円	330円	910円	グループ学習室2	350円	240円	330円	910円	グループ学習室3	350円	240円	330円	910円	グループ学習室4	350円	240円	330円	910円	グループ学習室5	350円	240円	330円	910円	グループ学習室6	350円	240円	330円	910円	ディスカッションルーム1	490円	340円	470円	1,290円	ディスカッションルーム2	490円	340円	470円	1,290円	編集・録音スタジオ	1,230円	850円	1,170円	3,220円	
区分		金額																																																									
		午前	午後	夜間	全日																																																						
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後4時～ 午後6時	午前9時～ 午後6時																																																							
グループ学習室1	350円	240円	330円	910円																																																							
グループ学習室2	350円	240円	330円	910円																																																							
グループ学習室3	350円	240円	330円	910円																																																							
グループ学習室4	350円	240円	330円	910円																																																							
グループ学習室5	350円	240円	330円	910円																																																							
グループ学習室6	350円	240円	330円	910円																																																							
ディスカッションルーム1	490円	340円	470円	1,290円																																																							
ディスカッションルーム2	490円	340円	470円	1,290円																																																							
編集・録音スタジオ	1,230円	850円	1,170円	3,220円																																																							
(施行日) 平成29年6月1日																																																											

内 容	
議 案 番 号	第 2 6 号議案
議 案 名	安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>愛知県道路占用料条例等の改正に伴い、これに準じて占用料の改定等をするもの</p> <p>1 占用料の額の改定 道路占用料の額を改める。 資料別添</p> <p>2 引用している電気事業法の条項名の変更 第3条第2号中「第2条第1項第10号」→「第2条第1項第17号」</p> <p>3 安城市準用河川占用料条例及び安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正 (附則で改正) 道路占用料の改定に準じて、占用料の額を改める。</p> <p>(施行日) 平成28年4月1日</p>
議 案 番 号	第 2 7 号議案
議 案 名	安城市中心市街地拠点施設条例の制定について
摘 要	<p>安城市中心市街地拠点施設の新設に伴うもの</p> <p>1 設置 学び・健やか・交わりの場として、市民への情報発信並びに市民の学び、健康づくり及び多様な交流と活動を促進することにより、中心市街地の賑わい創出及び活性化を図るため、次のとおり施設を設置する。 (1) 名称 安城市中心市街地拠点施設 (2) 位置 安城市御幸本町12番1号 (3) 構成施設 ア 安城市中心市街地交流多目的スペース イ 安城市中心市街地イベント広場 ウ 安城市図書情報館 エ 御幸公園</p> <p>2 安城市中心市街地交流多目的スペース (1) 事業 ア 中心市街地の賑わい創出及び活性化に関すること。 イ 情報の収集及び発信に関すること。 ウ 市民の多様な交流及び活動の促進に関すること。</p>

(2) 利用料金

ア 施設利用料金

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時 ～正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
ホール	平日	4,000円	6,600円	8,400円	16,100円
	土曜日、 日曜日及 び祝日	5,000円	8,200円	10,500円	20,100円
控室兼会議室1		550円	690円	910円	1,830円
控室兼会議室2		560円	700円	920円	1,850円
多目的室1		610円	770円	1,010円	2,040円
多目的室2		830円	1,050円	1,380円	2,780円
多目的室3		660円	830円	1,080円	2,180円
エント ランス 及び屋 外施設	利用面積 1㎡当た り	10円	10円	10円	30円

イ 設備利用料金

区分	単位	金額
ホール楽器	ピアノ	1台 1,650円
ホール映像設備	プロジェクター	1台 1,100円
	スクリーン	一式 550円
ホール照明設備	サスペンションライト	1列 750円
	アッパーホリゾントラ イト	1列 750円
	シーリングライト	1列 750円
	スポットライト	1台 160円
	拡声装置セット	一式 2,640円
ホール音響設備	ワイヤレス送受信機	一式 1,100円
	マイクロホン	1本 550円
	A V機器ワゴン	一式 550円
	移動用スピーカー	1台 1,100円
	ホール舞台設備	演台
	譜面台	1本 110円
	各種スタンド類	1本 160円
多目的室備品	移動式ステージ	一式 560円
	演台	一式 280円
	ワイヤレス送受信機	一式 1,100円
	A V機器ワゴン	一式 550円
	その他備品	ワイヤレス送受信機
	プロジェクター	1台 550円
	スクリーン	1台 250円
	展示用パネル	1枚 30円
	電源コンセント	1KW 160円

摘

要

3 安城市中心市街地イベント広場

(1) 事業

ア 中心市街地の賑わい創出及び活性化に関すること。

イ 市民の多様な交流及び活動の促進に関すること。

(2) 利用料金

ア 施設利用料金

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時 ～正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
専用利 用する 場合	A区画	2,200円	2,200円	2,200円	6,600円
	B区画	840円	840円	840円	2,500円
	C区画	750円	750円	750円	2,200円
	D区画	540円	540円	540円	1,600円
	E区画	180円	180円	180円	540円
	F区画	540円	540円	540円	1,600円
	G区画	180円	180円	180円	540円
	全面	6,000円	6,000円	6,000円	18,000円
専用利 用しない 場合	物品の販売又は頒布、募金、署名運動 その他これらに類する行為をする場合			1人につき日 額	1,100円
	業として写真又は映画の撮影その他こ れらに類する行為をする場合			1件につき日 額	1,100円

イ 設備利用料金

区分	単位	金額
組立式ステージ	一式	3,300円
簡易テント(A)	1張	1,500円
簡易テント(B)	1張	2,000円
移動用投光器	一式	1,500円
移動用音響機器	一式	1,500円
電源コンセント	1KW	160円

(施行日)

平成29年6月1日

摘

要

内 容	
議 案 番 号	第 28 号議案
議 案 名	平成 27 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 29 号議案 ～ 第 36 号議案
議 案 名	平成 27 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	国民健康保険事業（第 1 号） 土地取得（第 1 号） 有料駐車場事業（第 2 号） 下水道事業（第 1 号） 農業集落排水事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 2 号） 介護保険事業（第 3 号） 後期高齢者医療（第 1 号） の 8 会計 資料別添
	第 37 号議案
議 案 名	平成 27 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添

内		容
議案番号	第38号議案	
議案名	平成28年度安城市一般会計予算について	
摘要	資料別添	
議案番号	第39号議案 ～ 第46号議案	
議案名	平成28年度安城市特別会計予算について	
摘要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 農業集落排水事業 安城 桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の8会計 資料別添	
議案番号	第47号議案	
議案名	平成28年度安城市水道事業会計予算について	
摘要	資料別添	

内 容	
議 案 番 号	第 4 8 号議案
議 案 名	第 8 次安城市総合計画の策定について
摘 要	<p>安城市議会基本条例第 8 条第 1 号の規定に基づくもの</p> <p style="text-align: right;">基準年度 2 0 1 6 (平成 2 8) 年度 目標年度 2 0 2 3 (平成 3 5) 年度</p> <p>1 総合計画審議会答申 (第 8 次) 平成 2 8 年 1 月 1 9 日</p> <p>2 都市像 「幸せつながる健幸都市・安城」</p> <p>3 構成要素</p> <p>(1) 健康「生涯にわたり心身ともに健康にすごせるまち」 (2) 環境「くらしの質を高める持続可能なまち」 (3) 経済「地域の魅力、潤いと活力あふれるまち」 (4) きずな「人々が優しくつながり、支え合う安全安心なまち」 (5) こども「子どもたちを社会で豊かに育むまち」</p>
議 案 番 号	第 4 9 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>みのわ保育園建設主体工事</p> <p>場 所 安城市箕輪町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>面積 1 階 1, 2 1 4. 0 3 m² 2 階 1, 0 8 0. 2 5 m² 計 2, 2 9 4. 2 8 m²</p> <p>内容 保育室 1 2 遊戯室 事務室ほか</p> <p>契 約 金 額 426, 600, 000 円</p> <p>契約の相手方 安城市池浦町池西 1 0 8 番地 株式会社クサカ 代表取締役 日 下 成 人</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 5 0 号議案
議 案 名	工事請負契約の変更について
摘 要	<p>平成 2 6 年第 4 回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>調整池整備工事（二本木地区）</p> <p>変更前金額 248,400,000 円</p> <p>変更後金額 259,850,160 円</p> <p>増 額 11,450,160 円</p>
議 案 番 号	第 5 1 号議案
議 案 名	業務委託契約の締結について
摘 要	<p>安城市役所立体駐車場設計施工業務</p> <p>場 所 安城市花ノ木町地内</p> <p>概 要</p> <p>駐車施設 地上 5 層 6 段以下の自走式駐車場（収容台数 2 7 0 台程度） 料金徴収装置 監視装置ほか</p> <p>附帯施設 管理室 外構</p> <p>内 容 設計及び施工</p> <p>契約の方法 随意</p> <p>工 期 ～平成 2 9 年 4 月 2 8 日</p> <p>※ 技術提案審査結果通知 平成 2 8 年 2 月 2 2 日（月）</p>

内 容	
議 案 番 号	第 5 2 号議案
議 案 名	財産の取得について
摘 要	<p>安城市図書情報館の図書館業務の自動化・省力化機器</p> <p>種 類 自動貸出機 自動返却機 I C 予約棚 その他自動化・省力化機器</p> <p>数 量 一式</p> <p>取 得 金 額 121,500,000 円</p> <p>契約の相手方 名古屋市中区丸の内一丁目 1 0 番 2 9 号 京セラ丸善システムインテグレーション株式会社名古屋営業所 所長 目 徳 剛</p> <p>契約の方法 随意</p>
議 案 番 号	第 5 3 号議案
議 案 名	財産の取得について
摘 要	<p>安城市図書情報館の情報機器類</p> <p>種 類 電子新聞閲覧機器 編集・録音スタジオ機材 電子案内表示機器、 案内・プログラミング教材用ロボット その他情報機器類</p> <p>数 量 一式</p> <p>取 得 金 額 96,762,674 円</p> <p>契約の相手方 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 石 井 昭</p> <p>契約の方法 随意</p>
議 案 番 号	第 5 4 号議案
議 案 名	財産の処分について
摘 要	<p>土地の売却</p> <p>所 在 地 安城市高棚町茨池 5 9 番 1</p> <p>面 積 6,856.92 m²</p> <p>売却金額 174,165,000 円</p> <p>売 却 先 株式会社ビレッジ開発</p>

内 容	
議 案 番 号	第 5 5 号議案
議 案 名	指定管理者の指定の期間の変更について
摘 要	<p>安城市西部デイサービスセンターの指定管理者の指定の期間を変更するもの</p> <p>指定管理者の指定の期間</p> <p>変更前 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>変更後 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 9 月 3 0 日まで</p>
議 案 番 号	第 5 6 号議案
議 案 名	市道路線の廃止について
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 9 路線 3, 436. 10m</p>
議 案 番 号	第 5 7 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	<p>開発行為等に伴うもの</p> <p>認定 1 8 路線 7, 690. 30m</p> <p>廃止及び認定後の市道 3, 964 路線 1, 292, 553. 80m</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第1号
議 案 名	専決処分について
摘 要	業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 損害賠償額 20,000円
	2 事故内容
	(1) 発生日時 平成27年10月10日
	(2) 経 過 本市の学校教育の業務において使用したレンタカーを破損したことにより、返却後に相手方に当該車両を修理する必要を生じさせたもの
	3 相手方の損害の程度 当該車両を使用できなかったことによる営業損失
4 過失割合 安城市100% 相手方0%	
5 専決年月日 平成28年2月12日	
議 案 番 号	報告第2号
議 案 名	専決処分について
	施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 損害賠償額 199,044円
	2 事故内容
	(1) 発生日時 平成28年1月12日
	(2) 発生場所 安城市里町地内
	(3) 経 過 上記地内の民有地において、豊田安城自転車道沿いの緑地から民有地にせり出した街路樹の枝が、相手方が所有する家屋を打ちつけたもの
3 相手方の損害の程度 屋根の損傷	
4 過失割合 安城市100% 相手方0%	
5 専決年月日 平成28年2月12日	

内 容	
議 案 番 号	報告第3号
議 案 名	専決処分について
摘 要	施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 損害賠償額 17,850円
	2 事故内容
	(1) 発生日時 平成28年1月24日 午前9時ごろ
	(2) 発生場所 安城市新田町地内
	(3) 経 過 上記地内の安城市スポーツセンターにおいて、相手方がバレーボールの練習をしていたところ、床材の木片が剥がれ、当該木片が相手方の腹部に刺さったもの
3 相手方の損害の程度 腹部の負傷 衣服の損傷	
4 過失割合 安城市100% 相手方0%	
5 専決年月日 平成28年3月11日	
内 容	
議 案 番 号	諮問第1号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	委員 岩月浩治及び山口俊雄の任期満了（平成28年9月30日）に伴う後任の推薦
	<p>人権擁護委員 任期 3年 現在の委員数 8人 要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>